

# 川崎市図書館総合システム管理・運営会議の組織及び運営に関する要綱

令和6年3月29日

5川教中図第624号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市図書館総合システム管理運営要綱（平成20年6月30日付け20川教中図第259号。以下「管理運営要綱」という。）第38条第1号の規定に基づき、川崎市図書館総合システム管理・運営会議（以下「管理・運営会議」という。）の組織及び運営に関する必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 川崎市図書館総合システム（川崎市立図書館で運用されるシステム（以下「公共システム」という。）及び学校図書館で運用されるシステム（以下「学校システム」という。）で構成されるものをいう。以下同じ。）の円滑な運用及び維持管理を行うため、公共部会並びに学校部会を設置し、及び公共システム並びに学校システム双方の運用保守、連携等に関する連絡調整を行うため、システム担当者連絡会議を設置する。

(用語)

第3条 この要綱で使用する用語の意義は、管理運営要綱の例による。

(組織)

第4条 管理・運営会議は、議長及び委員をもって組織する。

(議長)

第5条 議長は、総括システム管理者をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(委員)

第6条 管理・運営会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公共システム管理者
  - (2) 学校システム管理者
  - (3) 学校教育部指導課長
  - (4) 生涯学習部生涯学習推進課長
  - (5) 学校教育部区・教育担当課長（読書のまち・かわさき担当）の代表者
  - (6) 公共システム担当者
  - (7) 学校システム担当者
- (会務等)

第7条 議長は、必要と認めるときは、管理・運営会議を開催することができる。

2 前項の規定にかかわらず、公共システム管理者は、教育委員会事務局生涯学習部長に、学校システム管理者は、川崎市総合教育センター所長に管理・運営会議の開催を要請することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要と認める場合は、委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって、管理・運営会議の決定に代えることができる。この場合において、議長は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要と認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した管理・運営会議を開催することができる。

5 議長に事故があるときは、議長でない総括システム管理者又は公共システム管理者若しくは学校システム管理者がその職務を代理する。

(検討事項)

第8条 管理・運営会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 川崎市図書館総合システムの運用体制に関する事項
  - (2) 川崎市図書館総合システムの管理体制に関する事項
  - (3) 事故発生時の対応に関する事項
  - (4) その他川崎市図書館総合システムの管理運営に関し、総括システム管理者が必要と認める事項
- (関係者の出席)

第9条 管理・運営会議は、検討事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 管理・運営会議に必要な事務を処理するため、川崎市立中原図書館内及び川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター内に事務局を置く。

(公共部会)

第11条 公共部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公共システム管理者
- (2) 公共端末機管理者
- (3) 公共システム担当者
- (4) その他公共システム管理者が必要と認める者

2 公共システム管理者は、必要に応じて公共部会を開催することができる。

3 前項の規定にかかわらず、公共システム管理者は、必要と認める場合は、構成員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって、公共部会の決定に代えることができる。この場合において、公共システム管理者は、その結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、公共システム管理者は、必要と認める場合は、オンラインによる方法を活用した公共部会を開催することができる。

5 公共部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公共システムの運用管理に関する事項
  - (2) 公共システムの障害対応に関する事項
  - (3) その他公共システムの運用及び維持の管理に関し、公共システム管理者が必要と認める事項
- (学校部会)

第12条 学校部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学校システム管理者
- (2) 学校端末機管理者の代表者
- (3) 学校システム担当者
- (4) その他学校システム管理者が必要と認める者

2 学校システム管理者は、必要に応じて学校部会を開催することができる。

3 前項の規定にかかわらず、学校システム管理者は、必要と認める場合は、構成員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって、学校部会の決定に代えることができる。この場合において、学校システム管理者は、その結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、学校システム管理者は、必要と認める場合は、オンラインによる方法を活用した学校部会を開催することができる。

5 学校部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校システムの運用管理に関する事項
  - (2) 学校システムの障害対応に関する事項
  - (3) その他学校システムの運用及び維持の管理に関し、学校システム管理者が必要と認める事項
- (システム担当者連絡会議)

第13条 システム担当者連絡会議は、公共システム担当者、学校システム担当者によって構成し、毎月の運用保守委託事業者との定例会において開催す

る。

2 公共システム担当者は、必要に応じてシステム担当者連絡会議を開催することができる。

3 前項の規定にかかわらず、公共システム担当者は、必要と認める場合は、構成員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって、システム担当者連絡会議の決定に代えることができる。この場合において、公共システム担当者は、その結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、公共システム担当者は、必要と認める場合は、オンラインによる方法を活用したシステム担当者連絡会議を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第14条 総括システム管理者は、管理・運営会議の協議事項を具体的に検討させるために、管理・運営会議にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、総括システム管理者が指名する者をもって構成する。

(その他必要な項目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、管理・運営会議に必要な事項は、総括システム管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市図書館総合システム管理運営協議会の組織及び運営に関する要綱（平成20年6月30日20川教中図第260号）は廃止する。